

## 個人型確定拠出年金の拡大に向けて

### 【ポイント】

1. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が本年 5 月 24 日に成立した。特に個人型確定拠出年金の加入対象拡大は、新たな個人向けの年金市場を生む可能性がある。
2. 個人型確定拠出年金は税制メリットが大きいですが、生命保険会社の個人年金とは異なり、留意すべき点も多い。各メリットと留意点を理解したうえで、活用するのが望ましい。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が平成 28 年 5 月 24 日の衆議院本会議で可決し、成立した。企業年金の普及・拡大や確定拠出年金（以下、DC）の運用の改善等、様々な改正があるが、ライフコースの多様化への対応として盛り込まれた個人型 DC の加入対象拡大は特筆する点である。実施時期が先送りされた改正もある中、個人型 DC の加入対象拡大は関係者の期待も大きく、来年 1 月 1 日に予定通り実施される。本年 11 月頃から、今まで加入できなかった第 3 号被保険者や公務員等の申請受付を開始、各金融機関の魅力的な新商品の品揃えや NISA（少額投資非課税制度）のようなキャンペーンが予想される。厚生労働省、金融庁、国民年金基金連合会に加え、学識経験者や利用者の代表、民間団体などからなる DC 普及・推進協議会（仮称）が今年 7 月に立ち上がり、個人型 DC の愛称、共通キャッチフレーズ・共通コピー・ロゴマーク、特設サイト、ポスター・リーフレット等を使って、広く告知活動が展開されることになる。また、事業主が受付を取りまとめる等の工夫や加入手続きの簡素化についても検討していく予定だ。

公的年金の給付水準の中長期的な調整が見込まれる中で、企業年金に加入できない者等については、個人の自助努力を支援する仕組みの整備が必要との方向性が社会保障審議会企業年金部会で示されており、個人型 DC への期待は大きい。個人型 DC は、企業年金の範疇を超えて個人向けの年金の新たな市場を生む可能性があるが、生命保険会社各社が販売する個人年金とは異なり、留意点も多い。本稿で各メリットや留意点について述べる。

### 1. 個人型 DC に加入できる人、できない人

個人型 DC は平成 13 年 10 月に導入された企業型 DC に遅れて平成 14 年 1 月に導入された。ほぼ同じ経過年数にも関わらず、加入者は各 26 万人、578 万人（平成 28 年 4 月末時点）と、その差は大きい。後者は事業主が主に掛金を拠出する制度で、企業の退職給付債務を減らし、掛金負担の軽減を目的に導入される面もあったが、前者は個人が負担する制度で、税制優遇メリットを理解する人はいても加入できる対象者が限られていたため、加入者数が少数に留まっていた。国民年金の第 1 号被保険者と企業年金のない国民年金の第 2 号被保険者（会社員）は加入できたが、公務員、第 3 号被保険者、厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型 DC に加入している会社員は加入できない。さらにこの制約が別のデメリットを生み、例えば当初 DC に加入していた人が、転職や退職で DC に加入できなくなり、自助努力の掛金拠出を継続できず、運用指図だけに留まってしまう問題が指摘されていた。離転職時の資産移換時に必要以上にコストがかかることも問題である。

今回の改正で、来年 1 月 1 日から、“基本的に” 全ての方が加入できるようになる。一時

的に第3号被保険者になった方や、公務員に転職した後に、また民間企業に転職するケースでもDCの掛金拠出を継続できる。個人型DCは、老後所得を積み立てる専用口座となり、まさにライフコースの多様化に資することになる。

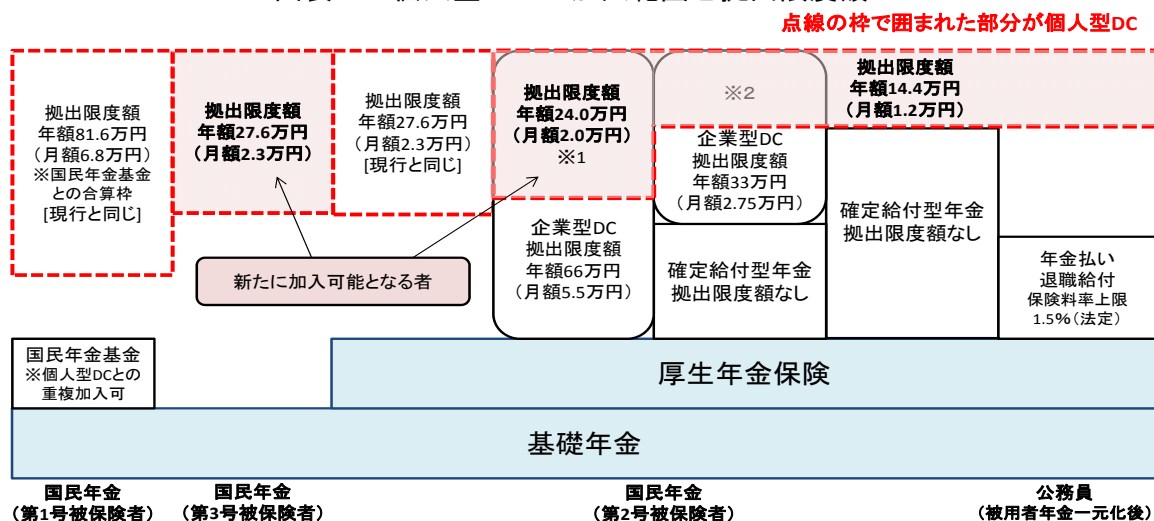
個人型DCの加入者資格は、国民年金の第1号被保険者であれば日本国内に居住している20歳以上60歳未満という要件があり、国民年金保険料の全部または一部免除者は加入できない。国民年金の第2号被保険者は60歳未満の厚生年金保険の被保険者で年齢要件がある。第3号被保険者は20歳以上60歳未満かつ第2号被保険者の配偶者、年間収入が130万円未満で健康保険の扶養となる必要がある。今年10月には勤務時間が週20時間以上、1カ月の賃金が8.8万円（年収106万円）以上、勤務期間が1年以上見込み、勤務先が従業員501人以上の企業等の要件を満たしてしまうと扶養から外れてしまう。年収によって第2号と第3号を行き来する可能性があるわけだが、個人型DCの加入には影響しない。

生命保険会社の個人年金は、各社毎に取扱年齢の制限はあるが、加入年齢や支給開始年齢が広範囲となっており、相対的に加入の門戸は広い。

## 2. 税制面で伝えたいこと

個人型DCについては、改正前から税制メリットが知られており、掛金全額が所得控除の対象となり、国民年金の第1号被保険者は年額81.6万円（月額6.8万円）、国民年金の第2号被保険者は年額27.6万円（月額2.3万円）が拠出限度で、生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除、それぞれ所得税で40,000円、住民税で28,000円の所得控除に比べると相対的に税制メリットは大きい。来年1月から新たに加入できる者の拠出限度額は確定給付型の企業年金に未加入の企業型DC加入者が年額24万円（月額2万円）、公務員と確定給付型の企業年金に加入の企業型DC加入者が年額14.4万円（月額1.2万円）、第3号被保険者が年額27.6万円（月額2.3万円）となっている（図表1）。

図表1. 個人型DCの加入範囲と拠出限度額



- ※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円（月額3.5万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める
- ※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円（月額1.55万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める
- （資料）社会保障審議会企業年金部会より富国生命作成

税制メリットは給付時にもあり、第3号被保険者も退職所得控除や公的年金等控除の税制優遇を活用できる。個人型DCの加入年数に応じて老齢給付金の退職所得控除額も増加するので、活用余地は大きい。ただし、退職金額が相対的に多い方は、退職所得控除額の枠超過に注意する必要がある。退職時期が60歳と異なる場合、他の退職給付制度と確定拠出年金

の給付支払時期がずれ、退職所得控除に調整がかかり、本来の税制メリットを薄めてしまうリスクがあることにも注意する必要がある。

資産運用時は現在課税されていないため、預金等に比べて優遇されているが、本来年金資産に課される特別法人税凍結が平成 29 年 3 月末以降も継続するかは、予断を許さない。マイナス金利下で凍結が延長される期待もあるが、復活した場合のデメリットは大きい。

### 3. 給付面で伝えたいこと

DC の老齢給付金は“原則 60 歳”以降でないといふと給付されない。この点は、契約者貸付や一部減額、途中解約で臨時的な資金ニーズにも対応可能な個人年金に比べると、柔軟さに欠ける。所定の要件を満たせば、脱退一時金が認められていたが、加入範囲が拡大することで、当該要件は大幅に制約される。ただ、老後所得という目的であれば、こんなに強固なものはなく、本来の趣旨に沿っているものといえよう。なお、“原則 60 歳”と書いたのは、60 歳でもらえない可能性があり、運用指図者期間も含めた通算加入者等期間が 10 年ないと、61 歳～65 歳支給開始とになってしまうことにも留意しなければならない（図表 2）。

図表 2. 老齢給付金の給付要件

※加入期間毎に受給年齢が異なる		
10年以上		⇒ 60歳
8年以上	10年未満	⇒ 61歳
6年以上	8年未満	⇒ 62歳
4年以上	6年未満	⇒ 63歳
2年以上	4年未満	⇒ 64歳
1月以上	2年未満	⇒ 65歳

(資料) 富国生命作成

### 4. 手数料面で伝えたいこと

企業型 DC では事業主が主に手数料を負担するが、個人型 DC では加入者が負担する。新規加入時に支払う手数料や年金資産の移換時の費用だけでなく、定期的に支払う口座維持管理料等も発生するため、留意しておく点である（図表 3）。個人型 DC では、運用商品にかかる信託報酬等も含めると年間 1 万円程度の費用がかかっており、これらを低減させていくことが今後の課題である。金融機関によっては、運営管理機関手数料を個人別管理資産が一定金額以上の場合に安くしたり、低信託報酬の投資信託を投入する動きもあり、注目されている。今後も各費用を低減させるため、DC 取扱金融機関間の自由で公正な競争環境の整備及び国民年金基金連合会を含めた各費用の透明化のための施策が今後検討されていくことになるだろう。また、給付時に一時金ではなく年金を選択すると、年金の口座振込み毎に給付手数料が控除されてしまう。年金の資産運用が良好なら良いが、留意しておく点である。

図表 3. 個人型 DC において発生する手数料

手数料名称	金額(1回・年額)	手数料の用途	
新規加入時等手数料	2,777円	個人別管理資産の移受換、資格確認、記録管理、拠出限度額管理	
掛金収納等手数料(年額)	1,236円	口座振替、掛金控除証明書等印刷・送料等	
新規自動移換時手数料	1,029円	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等	
掛金還付手数料 ※掛金還付時のみ	1,029円	掛金還付	
運営管理機関手数料	運用関連運営管理機関徴収分(年額)	約1,500円	人件費、テナント料、WEB管理、コールセンター運営費等
	記録関連運営管理機関(年額)	約3,000円	記録の保存、資産額等通知経費、運用指図の取りまとめ及び事務委託先金融機関(信託)への通知、給付の裁定
事務委託先金融機関手数料(年額)	約750円	掛金等の積立金の管理、商品の購入、給付金の支払	

(資料) 社会保障審議会企業年金部会より富国生命作成

### 5. おわりに

個人型 DC については、報道等でそのメリットが強調されているわりには、留意点に触れている事が多くない。加入するのであれば、留意点を理解したうえで、メリットを最大限に活用していくことが求められる。個人型 DC の拡大に向けて各金融機関の役割は大きく、特に個人年金を長く取り扱ってきた経験を有する生命保険会社の活躍に期待したい。

(年金数理人 中林 宏信)